

教育職員免許状の確認について

岐阜県教育委員会
義務教育課

採用候補者名簿登載にあたり、皆さまの「教育職員免許状」を確認します。

別紙「教育職員免許状の確認フロー」に基づき、あなた自身の状況及びお手持ちの免許状の状態を確認し、必要な書類を提出してください。

また、免許状の有効期間が過ぎている等の場合は、必要な手続きを行ったうえで、書類の提出をお願いします。

1 確認方法

- (1) 別紙「教育職員免許状の確認フロー」で、あなた自身に当てはまる選択肢を選んでルートをたどり、ご自身が「①～⑫」のどれに当たるかを判断してください。
- (2) ご自身が「①～⑫」のどれに当たるか決まったら、それぞれに必要な手続き「A～D」をしてください。

2 必要な手続きについて

手続き 類型	当てはまる 番号	必要な手続き	手続きする時期
A	②、③	○義務教育課管理免許係へ連絡し、ご自身の免許状の有効性を確認する。 ○有効性確認に必要な情報 ・氏名（漢字）※旧姓を含む ・生年月日（和暦） ↓ 【免許状が有効な場合】 ・ B の手続きに進む 【免許状が有効ではない（失効） 場合】 ・ C の手続きに進む	直ちに！
B	①、④、⑤ ⑦、⑧	○以下の書類を提出してください。 ◆全員 (1) 免許状の写し（所有するものすべて） ◆④、⑧の者 (1)に加え (2) 更新、延長（延期）、免除等の証明書 ◆⑤の者 (1)に加え (3) 期限の日に現職教員ではなかったことが分かる書類 （例） ・ 学校以外での雇用契約書の写し ・ 学校の退職辞令 など	【提出期限】 令和8年10月16日

手続き 類型	当てはまる 番号	必要な手続き	手続きする時期
C	⑥、⑨ ⑩、⑪	○義務教育課管理免許係に対し、 免許状の授与申請 を行ってください。 ※手続きに必要な書類は、県教育委員会のホームページをご覧ください。 （「岐阜県」「教員免許」で検索） ○免許状が授与されたら、Bと同様、 免許状の写しを提出 してください。	直ちに！ 【免許状写し提出期限】 令和8年10月16日
D	⑫	○在学中の大学（院）等の指示に従って、免許状の授与申請を行ってください。	大学等の指示による

※1 免許状がお手元がない（紛失等）方は、代わりに「免許状授与証明書」（原本）を提出してください。「免許状授与証明書」は、免許状を授与した都道府県教育委員会で発行することができます。

※2 CまたはDの手続きが必要な方で、令和9年3月中旬までに免許状の写しを提出できない（免許状がお手元に届かない）場合は、速やかにご連絡ください。
（免許状に代わる証明書を提出していただきます）

（問い合わせ先）

採用に関すること	義務教育課 小中学校人事係 058-272-8740
	高校教育課 県立学校教員人事係 058-272-8741
免許に関すること	義務教育課 管理免許係 058-272-8742